

## 国立大学法人鳴門教育大学学長選考・監察会議委員の選考方針

令和4年4月1日  
学 長 裁 定

学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる国立大学法人鳴門教育大学長の選考等を行うために下記の観点から委員を選考することとする。

### 1. 経営協議会選出委員

教育や教員養成に深い知見・実践経験を有する者、自治体において行政や教育の経験を有する者、企業経営に知見・経験を有する者や産業界関係者、国立大学の経営に知見・経験を有する者、報道関係者等の多様な関係者から、職種、ジェンダーなど委員の多様性を鑑みた選考とする。

### 2. 教育研究評議会選出委員

国立大学法人鳴門教育大学の運営に精通するとともに、教育研究活動に高い識見を有する者を選考する。